

長期療養により定期予防接種を受けることができなかった方へ
 定期の対象期間が過ぎていても、予防接種を受けることができます



【対象となる方】

特別な事情により、接種対象年齢の間にやむを得ず定期予防接種を受けることができなかった方

- ① 次の（ア）から（ウ）に掲げる疾病にかかったこと
 - （ア）重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症、その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
 - （イ）白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
 - （ウ）（ア）または（イ）の疾病に準ずると認められるもの
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③ 医学的知見に基づき上記①または②に準ずると認められるもの

【助成の対象となる期間】

特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間

ただし、高齢者の肺炎球菌ワクチン及び帯状疱疹は、特別な事情がなくなった日から起算して1年

また、以下の予防接種については、上記に加え、接種年齢に制限があります。

ワクチン	小児用肺炎球菌	ヒブ	5種混合	BCG
年齢	6歳未満	10歳未満	15歳未満	4歳未満

※RSウイルス感染症、ロタウイルス、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症ワクチンは除く



【申請手続きについて】

手続きの流れ	手続きに必要なもの及び備考
接種前 （健康・医療 対策課へ申請）	1. 対象に該当し、定期予防接種を受けることを希望する方は、以下の書類等を準備のうえ健康・医療対策課へ申請してください。 ① 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書 ※主治医に記載を依頼してください。作成にかかる費用は、本人又は保護者の方の負担で、助成対象外です。 ② 母子健康手帳（高齢者の肺炎球菌ワクチンの場合は不要）
決定通知書の 交付	2. 申請内容や接種履歴等を確認し、「長期療養者のための定期予防接種に関する決定通知書」を交付します。 ※交付までに1～2週間程度かかります。申請内容等によっては定期予防接種の対象にならない場合があります。
医療機関で 接種	3. 「決定通知書」、「氷見市予診票」、「母子健康手帳※」を持参のうえ、接種期間内に医療機関等で接種を受けてください。 ※高齢者の肺炎球菌ワクチンの場合は、母子健康手帳は不要

【お問合せ】

氷見市健康・医療対策課（いきいき元気館内）

TEL：0766-74-8062